

意見書第7号

消費税の増税中止を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成25年9月20日

提出者 野洲市議会議員 太田 健一

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 小菅 六雄

## 消費税の増税中止を求める意見書（案）

現行、5%の消費税率を8%に引き上げるという2014年4月が迫っています。また、2015年10月には10%に引き上げる計画です。

いま、長期にわたって国民の所得が減少し、消費が落ち込み、そのために経済が悪化する深刻なデフレが日本経済の大問題になっています。消費税の大増税は、消費をさらに冷え込ませ、デフレを一段と進行させ、地域経済はもちろん、国の財政をさらなる危機に陥れます。いまでさえ大変な暮らしが成り立たなくなり、商売も立ち行かなくなるとは明らかです。被災者・被災地に深刻な打撃を与えます。

必要なのは、内需を拡大することです。そのためにも、消費税増税を中止すること、リストラをやめて賃上げを行うこと、中小企業・農漁業者の営業をまもること、医療や年金などの社会保障を充実することが求められます。

社会保障の拡充、デフレ脱却と財政危機打開のためには、富裕層や大企業など負担能力のあるところに力相応の社会的責任をはたしてもらい、国民の所得を増やして経済を立て直すなど、消費税に頼らない「別の道」をすすむべきです。

よって、予定されている消費税増税の実施を中止することを強く求めます。  
以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成25年9月20日

滋賀県野洲市議会議長 三和 郁子

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣

} 宛

意見書第8号

オスプレイの配備撤回、饗庭野演習場での訓練中止を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成25年9月20日

提出者 野洲市議会議員 太田 健一

賛成者 野洲市議会議員 小菅 六雄

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

## オスプレイの配備撤回、饗庭野演習場での訓練中止を求める意見書（案）

沖縄と本土で低空飛行訓練を繰り返し住民に不安を与えている米軍の新型輸送機オスプレイが、10月に饗庭野演習場で行われる日米合同演習に参加する方向で日米両政府が最終調整に入っていることが明らかになりました。

開発段階から重大事故を繰り返すオスプレイは、単なる「操縦ミス」というのではなく「構造的欠陥機」といわれ、アメリカの専門家からも様々な欠陥が指摘されています。日本政府は「人口密集地での飛行は避ける。ヘリモードでの飛行は基地内に限定する。安全策を講じている」と主張してきましたが、沖縄では配備初日からこの約束を無視して飛行訓練を繰り返しています。このため沖縄県議会は8月11日、追加配備に反対しオスプレイの全機撤収を要求する決議をあげています。危険なオスプレイ配備撤回・撤収は沖縄県民あげての要求になっています。

陸上自衛隊饗庭野演習場での日米合同演習は、1986年以降過去12回強行されていますが、墜落事故が続発しているオスプレイが使用されるのは、国内でも初めてのことであります。報道によると、「オスプレイは空中で停止した機体から隊員が陸上に降下するヘリボンと呼ばれる作戦で使用（10月10日）され、陣地訓練（10月16日）でも使用される」とされています。危険な降下訓練や低空飛行、夜間訓練などを行う恐れもあり、ひとたび墜落などの事故が起これば、県民の生命と財産が犠牲となります。騒音による環境破壊も著しく、平穏な日常生活に多大な被害をもたらすことは必至です。

よって、日本でのオスプレイ配備撤回と饗庭野演習場での訓練中止を強く求めます。  
以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成25年9月20日

滋賀県野洲市議会議長 三和 郁子

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
防衛大臣

宛

意見書第9号

介護保険の要支援1、要支援2を保険給付の対象から外さないことを求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成25年9月20日

提出者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 小菅 六雄

賛成者 野洲市議会議員 太田 健一

介護保険の要支援1、要支援2を保険給付の対象から外さないことを求める意見書（案）

8月5日、政府の社会保障制度改革国民会議は、社会保障「改革」についての最終報告書をまとめ安倍首相に提出しました。報告書は、「自助」を社会保障の基本にする「自己責任」を原則にすることを打ち出し、全国一律の運営基準の保険制度から、地方自治体の裁量にし、国と地方の社会保障費を大幅に抑え込むものとなっています。

このなかで、介護保険の要支援1と要支援2を保険給付の対象から外し、地方自治体と利用者に負担を転嫁するものになっています。現在一人で暮らしている高齢者や老老介護の場合、掃除や買い物などの訪問介護や通所サービスを利用しているが、これが保険給付から外されるとなれば、1割負担で済まなくなり、高負担になることは必至であります。

また、要支援1、要支援2には、初期の痴ほう症の方もあり、専門的な知識をもったヘルパーの助言や援助で在宅介護が可能になっており、保険給付から外されれば重症化してしまいます。厚労省も「オレンジプラン」で認知症の早期発見・早期ケアをうたっており、デイサービスは重度化予防に効果があるといっています。

よって、介護保険の要支援1、要支援2を保険対象から外さないことを強く求めます。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成25年9月20日

滋賀県野洲市議会議長 三和 郁子

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

} 宛

意見書第10号

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成25年9月20日

提出者 野洲市議会議員 矢野 隆行

賛成者 野洲市議会議員 梶山 幾世

## 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）

ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化しています。非正規労働者や共働き世帯が増えた今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくありません。

中でも、働く貧困層といわれるワーキングプアから抜け出せずに結婚を諦めざるを得ない若者の増加や、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境で働き続けることができない若年労働市場の実態など、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増しています。今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められています。

よって政府においては、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現をめざし、一層の取り組みを進めるべく、以下の事項について適切に対策を講じるよう強く求めます。

### 記

- 一、世帯収入の増加に向けて、政労使による「賃金の配分に関するルール」作りを進めること。また、正規・非正規間の格差是正、子育て支援など、総合的な支援を行うとともに、最低賃金引き上げに向けた環境整備を進めること
- 一、労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、若年労働者に劣悪な労務環境下で仕事を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合等の立入調査の実施や悪質な場合の企業名の公表などを検討し、対策を強化すること
- 一、個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするために、地域限定や労働時間限定の正社員など多元的な働き方を普及・拡大する環境整備をすすめるとともに、短時間正社員制度、テレワーク、在宅勤務などの導入を促進すること
- 一、仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施・活用されるよう、利用度や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透等に努めること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成25年9月20日

滋賀県野洲市議会議長 三和 郁子

内閣総理大臣

厚生労働大臣

宛



意見書第11号

「地方税財源の充実確保」を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成25年9月20日

提出者	野洲市議会議員	中島 一雄
賛成者	野洲市議会議員	鈴木 市朗
賛成者	野洲市議会議員	立入三千男
賛成者	野洲市議会議員	奥村 治男
賛成者	野洲市議会議員	河野 司
賛成者	野洲市議会議員	小菅 六雄
賛成者	野洲市議会議員	梶山 幾世

## 「地方税財源の充実確保」を求める意見書（案）

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

### 記

#### 1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

#### 2. 地方税源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。  
その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。  
特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
- (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
- (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

(6) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

滋賀県野洲市議会議長 三和 郁子

内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）



宛